

○製菓衛生師法施行令

(登録の消除)

第四条 名簿の登録の消除を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

2 製菓衛生師が死亡し、又は失踪(そう)の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪(そう)の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

(申請書の様式)

第六条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

三 令第四条第一項に規定する申請書 様式第五